

「熊本の歴史・文化資源を活用した食体験観光コンテンツ創出事業 業務委託プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 業務の目的

熊本県では観光消費額自体は年々伸びているものの、飲食や体験等への支出が十分に増えず、観光消費単価は九州内でも低い水準にある。名所観光に偏った旅行スタイルが中心で、滞在型・体験型観光が十分に形成されておらず、滞在時間や周遊性の向上が課題となっている。こうした背景には、地域資源を体験型コンテンツとして磨き上げ、旅行商品として販売する仕組みが不十分であることなどが挙げられる。一方で、本県には、豊かな自然が育んだ食資源や、歴史・伝統に根差した多彩な文化資源など、観光価値の核となる資源が数多く存在する。これらを活用し、食と文化を組み合わせた新たな観光価値を創出することで、誘客や消費拡大、地域経済の活性化、「食のみやこ熊本県」としてのブランド力向上が期待される。

本業務は、熊本市・人吉市・天草市の歴史文化施設等を活用し、食と物語を組み合わせた高付加価値の体験型観光コンテンツを造成・販売する仕組みを構築することで、観光消費単価の向上、滞在時間と周遊性の拡大、平日・閑散期・周辺エリアへの需要分散を図るものである。また、旅行会社の販売チャネルを通じた継続的な送客体制を整備し、地域事業者が自走できるビジネスモデルを形成するとともに、「食のみやこ熊本県」のブランドメッセージを具体化し、国内外への発信力を強化することを目的とする。

(2) 委託業務内容

別添「熊本の歴史・文化資源を活用した食体験観光コンテンツ創出事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）2月17日（水）まで

(4) 契約限度額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 提案にあたっての上限となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。

2 参加資格等

参加申込みをするに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たした者であること。

- ①会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立を行った又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- ②民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立を行った又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可決定を受けて

いること。

- ③参加申込書を提出する時点において、熊本県の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「業務委託」に登録されている者であること。
※ 入札参加資格を有しないものは、令和8年（2026年）6月22日（月）15時までに新規申請を行うこと。（問い合わせ先：熊本県出納局管理調達課）
- ④参加申込み及び企画提案書提出の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。
- ⑤暴力団または暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成員を含む）の統制下でないこと。

3 委託業者の決定方法

応募者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションをもとに、契約候補者を決定し、契約に関する協議が整った後、委託契約を締結するものとする。

4 参加手続き等

(1) プロポーザルに参加を希望する者は参加表明書（様式第1号）を期限までに提出すること。

- ①提出期限 令和8年（2026年）6月29日（月）午後5時必着
- ②提出方法 持参、FAX、メールのいずれかにて提出
（持参以外の場合は、提出後、必ず確認の電話をすること）
- ③提出先 熊本県観光文化振興課国内観光推進室 担当：岡本・水上
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
TEL：096-333-2335 FAX：096-385-7077
Email：kankoshinko@pref.kumamoto.lg.jp

(2) 参加表明書の提出がない者については、本プロポーザルへの参加の意思がないものとみなす。

5 質問と回答

本業務委託に関する質疑は、質問書（様式第2号）により行う。

- (1) 提出期限 令和8年（2026年）6月23日（火）午後5時必着
- (2) 提出方法 持参、FAX、メールのいずれかにて提出
（持参以外の場合は、提出後、必ずその旨電話をすること）
- (3) 提出先 4（1）③に同じ。
- (4) 回答 令和8年（2026年）6月26（金）までに熊本県のホームページに掲載することをもって回答とする。なお、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした事業者のみに回答する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書鑑（様式第3号）

②企画提案書（様式自由、A4版カラー両面印刷）

※以下（ア）～（サ）の項目について、具体的な取組内容、実施方法、体制、スケジュール等を盛り込んで作成するものとする。

（ア）食体験観光コンテンツの企画・商品化

（イ）販売・運営体制の整理・構築

（ウ）実現可能性の検証（モニターツアーの実施）

（エ）ファムツアーの実施

（オ）コンテンツタリフの制作

（カ）プロモーション・営業活動・販売

（キ）アンケートの実施・分析報告

（ク）実施スケジュール

（ケ）次年度以降の継続した商品販売のための提案

（コ）委託事業の遂行に係る運営体制

（サ）その他、業務目的を達成するために行う上記に属さない企画提案

③参考見積書（様式自由）

積算の内訳を記載すること

④類似業務実績（過去5年以内の実績：様式自由）

(2) 提出部数 5部

(3) 提出期限 令和8年（2026年）7月1日（水）正午

(4) 提出方法 持参又は郵送（いずれの場合も、当日正午必着）

(5) 提出先 4（1）③に同じ。

(6) 最終（2次）審査（プレゼンテーション）

日時：令和8年（2026年）7月8日（水）（時間については別途連絡）

※1社あたり30分（プレゼンテーション：20分、質問：10分）

場所：熊本県庁本館1303会議室

7 審査方法

別途審査会を設置し、6（1）の提出書類及び6（6）のプレゼンテーションをもとに、次のとおり行う。

(1) 1次審査

次の事項について、別に定める審査要領に基づき1次審査（書類審査）を行い、上位3者程度を選定するものとする。

【審査基準】

①形式評価

- ・ 仕様書の内容に沿った提案となっているか。
- ・ 提案書の構成・記載内容が分かりやすく整理されているか。

②体制評価

- ・ 本業務遂行に必要な運営体制（対応人数、役割分担、責任体制等）が整備されているか。
- ・ 類似業務の受託実績があるか。

③内容評価

- ・ 提案内容が創意工夫に富み、魅力的であるか。
- ・ 提案内容が実現可能であり、実施手順・スケジュールが明確かつ妥当であるか。
- ・ 見積金額が適正であるか。

(2) 最終（2次）審査

1次審査で選定された者を対象に、次の事項について、別に定める審査要領に基づき最終（2次）審査（プレゼンテーション）を行い、契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合、契約候補者を決定しない。なお、1次審査の得点は、2次審査には反映しない。

【審査基準】

①業務遂行能力・体制

- ・ 本業務の実施に必要なノウハウを有しているか。
- ・ 必要な人員が適切に配置・確保されているか。
- ・ 業務スケジュールが計画的であり、事業実施が可能な内容となっているか。

②企画力

- ・ 本業務の趣旨を理解し、効果的な商品造成・販売・プロモーションを行う企画となっているか。
- ・ 他の提案者にはない独自性や工夫があるか。

③事業実績

- ・ 類似する事業の実績を有しているか。

④見積額の妥当性

- ・ 経費見積が適正であるか。

8 費用負担

本プロポーザルに係る費用は、全て提案者の負担とする。

9 結果の通知

本企画プロポーザルの結果は、採用・不採用に関わらず、後日、メールで通知する。

10 スケジュール

日 程	内 容
6月22日（月） 15時	入札参加資格の新規申請提出期限
6月23日（火）	質問書提出期限
6月26日（金）	質問書に対する回答公表（県HP掲載）
6月29日（月）	参加表明書提出期限
7月 1日（水） 正午	企画提案書提出期限
7月 2日（木）	1次審査（書面）
7月 6日（月）	1次審査結果通知

7月 8日(水)	最終(2次)審査(プレゼンテーション)
7月10日(金)(予定)	業務委託事業者の決定
7月中旬	業務委託契約の締結

※ 選定された業者には、委託業務内容の細部について調整を行ったうえ、改めて見積書の提出を求め、観光庁からの交付決定通知後に委託契約を締結する。

11 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。
- (2) プロポーザルの参加者が1者であってもプレゼンテーションは実施する。
- (3) 契約候補者が、必要な契約条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。
- (4) 契約の相手方は、指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付が必要となる。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を提出したときに返還する。
- (5) 次のいずれかの事項に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。
 - ① 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証券を提出したとき。
 - ② 契約の相手方が過去2年間の間に国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したと証する書類を提出したとき。
- (6) 本書において、不明な点がある場合は、末尾問い合わせまで確認すること。
- (7) (6)の問い合わせ等により、全参加表明者に連絡しないと審査の公平性が担保できない回答については、全参加表明者に連絡を行う。(企画提案書提出期限まで)
- (8) 提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (9) 提出される全ての資料は、受託事業者の特定以外の目的では使用しない。
- (10) 委託者の都合により、採用された企画内容について、提案者と協議のうえ補正を行う場合がある。
- (11) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (12) 審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- (13) 提出された企画提案書等を受理した後、提案者による加筆及び修正は認めない。
- (14) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
 - ① 企画提案書等の提出方法、提出先及び期限に示された条件に適合していない場合。
 - ② 特定結果に及ぼすような不誠実な行為を行った場合。

【本件に関する問い合わせ】

熊本県観光文化部観光振興課 担当：岡本・水上
 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
 TEL：096-333-2335、Fax：096-385-7077
 Email：kankoshinko@pref.kumamoto.lg.jp